

# 「神川町環境基本計画」

(概要版)

## 計画の位置づけ (P1)

本計画は、「神川町環境基本条例」第9条に基づいて定めるものであり、町の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するうえで基本的な計画です。また、町の最上位計画である「(神)川町総合計画」の環境分野におけるまちづくりの基本理念を実現していくうえでの、計画としての役割と性格を持ちます。

これらは、都市計画や農業振興地域整備計画、一般廃棄物処理計画等の関連するその他の計画と連携、調整を行います。

## 環境基本計画の基本理念 (P2)

- 良好な環境の確保と、将来への継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、持続的発展が可能な社会の構築
- 全ての事業活動及び日常生活における地球環境保全への取り組み

## 基本施策の展開 (P5)

- |              |  |
|--------------|--|
| 生活環境の保全 (P5) | 大気環境の保全 水環境の保全 土壤・地下水の保全<br>騒音・振動・悪臭の防止 化学物質による汚染の防止 |
| 自然環境の保全 (P7) | 緑、水辺等の保全 動植物の保全                                      |
| 快適環境の保全 (P8) | 快適な景観の保全 快適な生活空間の保全                                  |

## 循環型社会の構築と地球環境の保全 (P9)

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 環境保全活動、環境学習の推進 (P10) | 自主的な環境保全活動の推進 環境学習の推進 |
| 基本施設に係る具体的行動 (P12)   |                       |

## 環境の保全及び創造に関する目標 (P4)

### 1 生活環境の保全

大気、緑地、河川、地下水、土壤等を健全な状態に保ち、神川町に住む人々の安全で健康かつ文化的な生活の保全を図ります。

### 2 自然環境の保全

野生生物の種の保存、生態系の保護等生物の多様性の確保を図り、森林、農地、水辺等の多様な自然環境の保全を図ります。

### 3 快適環境の保全

安らぎとゆとりのあるまちの創造とともに、快適な環境の保全を図ります。  
資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図り、地球温暖化等の問題の解決に向け、負荷を軽減し地球環境の保全を図ります。

### 4 循環型社会の構築と地対環境の保全

資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量を推進し、循環型社会の構築を図り、地球温暖化等の問題の解決に向け、負荷を軽減し地対環境の保全を図ります。

### 5 環境保全活動、環境学習の推進

環境の保全及び創造に取り組めるよう環境学習機会の提供を推進し、環境保全の人づくりを行います。

- |  |
|--|
| 固定発生源対策の推進 生活排水対策の推進 土壤・地下水の保全と監視 工場・事業場騒音、振動対策の推進 |
| 野外燃却対策の推進等   |

- |  |
|--|
| 森の保全 動植物の生息環境の保全と創造及び管理等                       |
| 快適な景観資源の保存 ごみ出しマナーの向上 ペット飼養のマナーの向上 空き地・空き家の管理等 |

- |                        |
|------------------------|
| 循環型社会の構築と地球環境の保全 (P20) |
| 環境保全活動、環境学習の推進 (P22)   |

- |                             |
|-----------------------------|
| 自主的な環境保全活動の推進 環境学習・環境教育の推進等 |
|-----------------------------|

町は、平成12年の「環境基本計画」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の規定に基づく県の要領により、知事から意見照会を求められる施設（これによらない施設を含む）についてでは、本計画期間中、新規の産業廃棄物処理業の進出及び処理施設の設置は認めないものとする旨明記しました。そして本環境基本計画においても継続するものです。